

三木市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

三木市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨及び現状	3
2	目標	4
3	計画の期間	5
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5	関連する取組及び今後のフォローアップ	8
6	参考資料	9

Ⅰ 計画の趣旨及び現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図り、教育の質の向上及び持続可能な学校運営体制の構築を目的として策定するものである。

三木市教育振興基本計画に基づき、教職員の働き方改革を推進することにより、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備するとともに、教職員及び児童生徒双方のウェルビーイングの実現をめざす。

また、本計画は、教職員の働き方改革を着実に推進するための具体的な施策及び取組を定めるものである。

(2) 本市の状況及び課題

本市では、令和2年度に教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則及び三木市立学校園の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針（働きがいのある学校園づくりに関する方針）を定め、教職員の働き方改革の推進に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	30時間10分	15.1%	1%
中学校	34時間35分	37.6%	3.5%

小・中学校の合計で見ても、時間外在校等時間が80時間を超える割合が1.9%、45時間を超える割合が22.8%と多くなっている。部活動指導や保護者対応などの業務の負担感が大きくなっており、教育活動に集中できる時間の確保が求めら

れている。

これらのことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条の規定に基づき、本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成をめざす目標は、以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ・ 1年間の時間外在校等時間が360時間を超える教職員をゼロにする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は、令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。【13.5日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。【11.1%】
- ・ ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を90以下とする。【89】
- ・ ストレスチェックにおける「働きがいのある仕事だ」の回答で肯定的に回答する割合を80%以上とする。【89.5%】
- ・ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（1）「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

・保護者や人の目の垣根隊等による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

（「3分類」②関係）

・放課後については、人の目の垣根隊が行っている見回りに、夜間については、青少年補導委員が定期的に行っているパトロールに協力を得ることとし、学校における自主的な見回りは、原則として行わないこととする。

・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことの認識を共有する。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

・学校と教育委員会が連携し、市の法務相談や播磨東教育事務所の法律相談等を利用しやすくなるよう、活用体制を整備する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

・スクール・サポート・スタッフや校務支援システムの機能等を活用することにより、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和9年12月末までに、平日・休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能等を活用することにより、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担の下、支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育指導補助員等の学校への派遣を継続する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- 勤務時間外の留守番応答電話の応答時間について、各校種の状況に応じた時間に適宜変更する（令和8年1月から、小学校は午後5時に変更）。
- 校長は、出退勤管理システムを活用し教職員の在校等時間を定期的に把握するとともに、長時間勤務がみられる場合は業務分担の見直し等の措置を講じる。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に、医師による面接指導を促す。
- 教職員が50人未満の学校も含め、教職員のストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対し取得を促進するよう促す。
- 学校における定時退勤日とノー会議デーを週1日以上、ノー部活デーを週2日以上（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）設定するよう推進する。
- 長期休業日等の期間中に3～5日間の学校閉庁日の設定を行う。
- 在宅勤務制度を試行的に令和8年度から実施し、正式導入について令和9年度中に検討を行う。

5 関連する取組及び今後のフォローアップ

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校への聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、さまざまな機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 教職員の働き方改革の趣旨について、学校運営協議会や学校だより等を通じて保護者及び地域へ周知し、理解及び協力を得る。

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ
との協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画
出典：文部科学省